

[事案 2023-249] 新契約取消請求

・令和 6 年 7 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 5 年 5 月に契約した変額保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 募集時に募集人から、本契約について払込保険料の大半が運用されるかのように説明されたが、契約後に、実際は保険にかかる費用が約 4 割もあり、投資信託の運用分以外の費用があることが分かった。
- (2) 自分は募集人に対して、死亡保障は必要ないと伝えた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集時に募集人は、費用等の説明として、「保険関係費が取られるため、保険料の全額が運用に回るわけではない」と伝えた。また、当社は募集人に対して、保険関係費の金額や割合等を開示していない。
- (2) 募集人は、申立人に対して、本契約の死亡保障等について説明し、理解していただいた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約に関する経緯を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。